平成２１年（フ）第５４２号
奈良県橿原市白橿町５丁目１番６―303号
破産者　芥工業こと　芥　　亮一
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６１７号
奈良県宇陀市榛原区萩原1889番地の２、事業所所在地奈良県宇陀市榛原区下井足49―１サンクシティ榛原店内
破産者　エステサロン・ホワイトベリーこと　松本トヨ子
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第７０号
奈良県香芝市白鳳台２丁目21番地の４
破産者　城後　博史
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
奈良県大和高田市大字有井62番地の１、前住所奈良県桜井市大字三輪342番地の１
破産者　伊藤　初男
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２０年（フ）第１０４号
鳥取県倉吉市旭田町49番地
破産者　田村登喜男
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２２年（フ）第７号
広島市西区庚午中４丁目10番39号
破産者　高崎　和美
1　決定年月日　平成22年５月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１００号
北海道北広島市東共栄４丁目７番地18
破産者　石村　謙吉
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１号
山形県米沢市窪田町窪田1168番地の16
破産者　松本　宮雄
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２３４２号
神奈川県茅ヶ崎市香川３丁目17番５号　オリジナルハウス202号
破産者　佐久間明美（旧姓佐藤）
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８３７号
神奈川県厚木市鳶尾２丁目24番７―206号、旧住所神奈川県横浜市保土ケ谷区上星川２丁目41番８号
破産者　佐藤久美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２１年（フ）第８３号
石川県七尾市万行町19部２番地２
破産者　黒崎真奈美
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所七尾支部

平成２１年（フ）第２４２号
福井県丹生郡越前町内郡第２号28番地
破産者　河瀬　辰子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１３０号
岐阜県可児市今渡2596番地３　グリーンサイドＢ―102、開始決定時の住所岐阜県可児市鳩吹台１丁目９番地１
破産者　鈴木　幸二
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第２０７６号
京都市西京区大枝東長町１―42　ヴェルデ洛西201号、開始決定時の住所京都市北区小山西元町25番地
破産者　廣田　憲司
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第９５０８号
大阪府枚方市大峰元町２丁目４番13―22号
破産者　清水　　明
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９５０９号
大阪府枚方市大峰元町２丁目４番13―22号
破産者　清水たみ子
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９８９６号
大阪市城東区関目６丁目４番５号
破産者　灰谷　一美
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４９６号
香川県高松市塩江町上西乙679番地５
破産者　山田　裕次
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第５４号
熊本県阿蘇市赤水1355番地
破産者　甲斐　　尭
1　決定年月日　平成22年５月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所阿蘇支部